

将来を担う子どもたちを健やかに産み育てるまち

琴平町子ども・子育て支援事業計画

■ 第2期計画 ■

【概要版】

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

琴平町

▶ 計画の背景と趣旨

平成 24 年 8 月に待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を柱とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から施行されるのに合わせ、本町では「第 1 期琴平町子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定、平成 27 年度から同計画を施行し、各種子育て支援策を充実させてきました。

本計画は、第 1 期計画の成果と課題をふまえ、またニーズ調査等により町民の要望等をふまえながら、琴平町の子育て支援に関するすべての取組を網羅した子育ての総合的計画となるよう策定しています。

▶ 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。併せて、本計画を「琴平町次世代育成支援行動計画」の後継計画として位置付けます。

また、第 4 次琴平町総合計画を上位計画とし、第 2 次琴平町健康増進計画及び食育推進計画、琴平町障がい者福祉計画等の関連計画と整合を図りながら進めていくものです。

▶ 計画の期間

計画期間は、令和 2 年度～令和 6 年度の 5 年間とします。

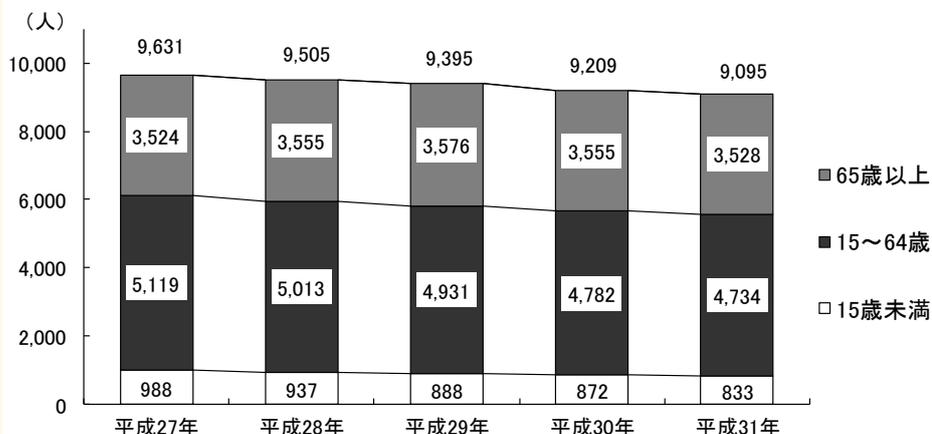
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度～
本計画						
次期計画			中間見直し		見直し	

▶ 琴平町の現状

主な現状として、総人口と年少人口が減少傾向にあり、働く女性の割合が増加傾向にあります。

■ 総人口と年少人口の推移

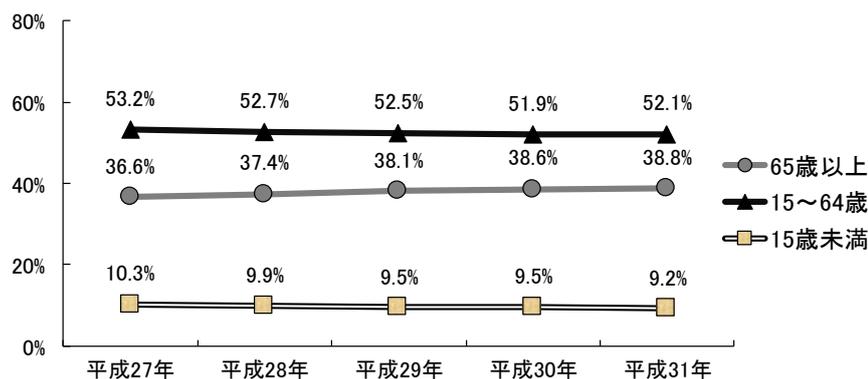
本町の15歳未満の年少人口は減少傾向にあり、平成27年には988人だった年少人口が、平成31年には833人となっています。



(資料：住民基本台帳)

■ 年少人口割合の推移

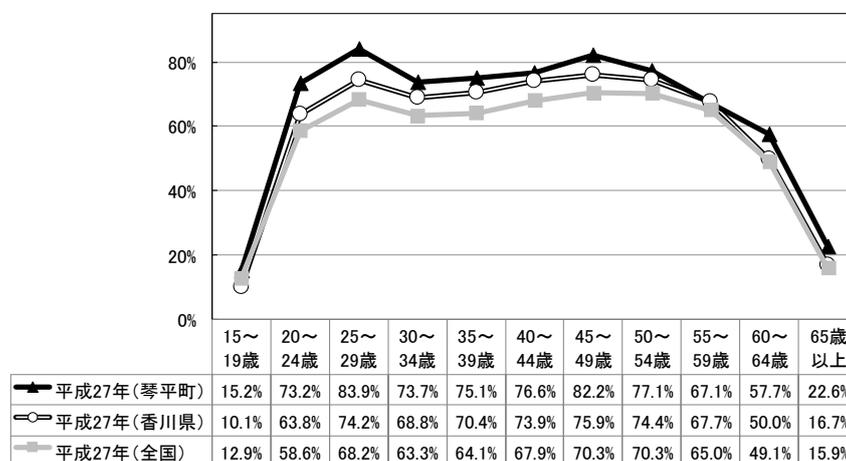
年少人口の割合の推移をみると、平成27年の10.3%から、平成31年には9.2%へと減少しています。



(資料：国勢調査)

■ 女性の就業率の推移

本町の女性の年齢別就業率の推移をみると、ほとんどの年齢層において平成27年が平成22年を上回っており、女性の就業率は高くなっています。



(資料：国勢調査)

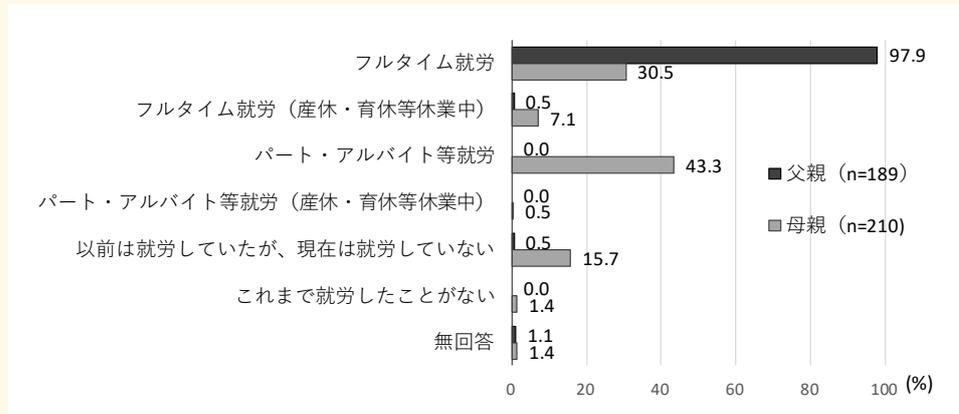
▶子ども・子育てに関するアンケート調査の概要

計画策定に係る基礎資料として、町民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見等を把握するために、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(調査期間：平成30年12月1日～12月7日、回収数：就学前児童調査210票、小学生児童調査114票)

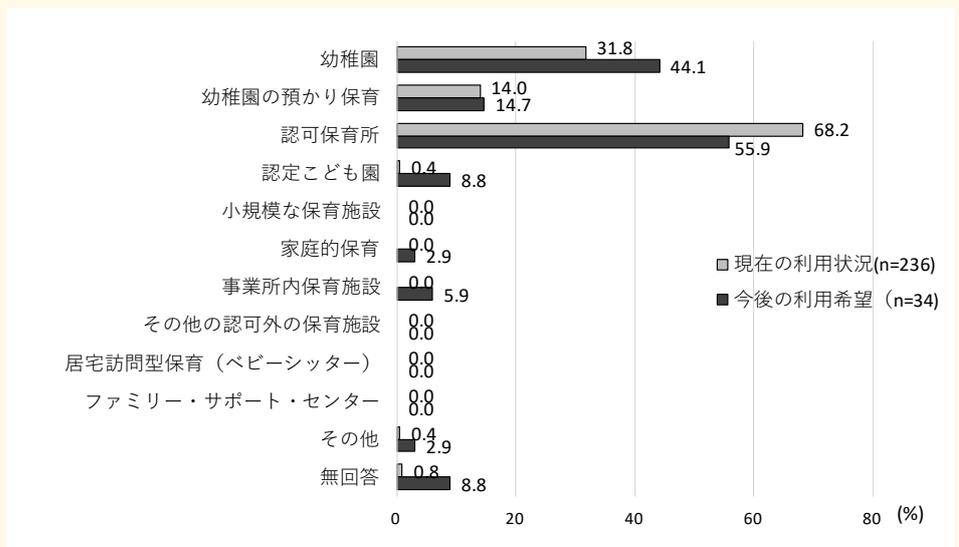
■母親・父親の現在の就労状況（就学前児童調査）

父親は約98%がフルタイム就労となっているのに対し、母親では「パート・アルバイト等就労」が約43%で最も多く、「フルタイム就労」は約31%となっており、父親と母親で就労状況が大きく異なります。



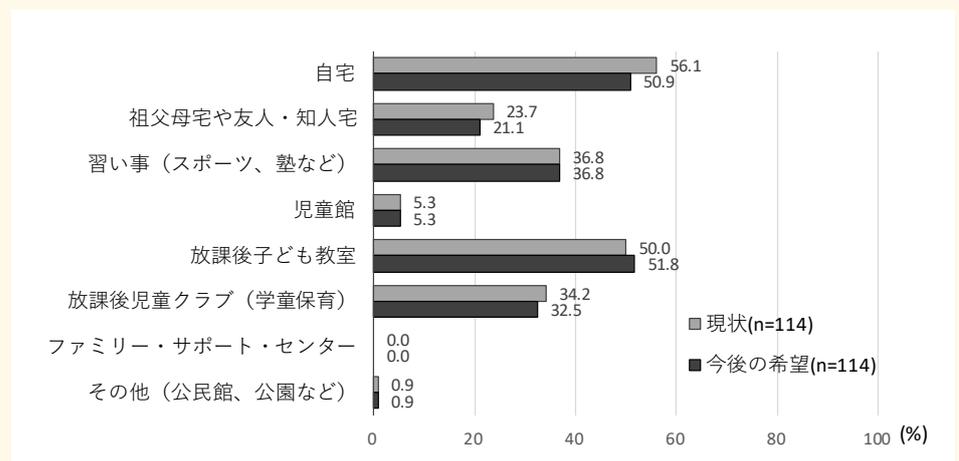
■教育・保育事業の利用状況と今後の希望（就学前児童調査/複数回答可）

現在の利用状況では、認可保育所が最も多く約68%となっています。また、現在利用していない人のみに今後の希望を尋ねると、認可保育所が約56%で最も多くなっていますが、幼稚園は約44%で、現在の利用状況より多くなっています。これは主に、今後の進級で幼稚園の入園対象となるためと考えられます。



■子どもを放課後に過ごさせたい場所（小学生児童調査/複数回答可）

現在、放課後を過ごしている場所については、自宅が約56%と最も多く、次いで放課後子ども教室50%となっています。今後、放課後を過ごしたい場所については、放課後子ども教室が約52%と最も多く、次いで自宅約51%となっています。



▶ 計画の基本理念と体系

第2期計画では、第1期計画の理念を引き継ぎ、すべての子どもに良質な育成環境を保障するため、家庭、行政、地域等社会全体で子育て支援の取組みを進めていきます。



▶子ども・子育て支援サービスの見込み量

(1) 子ども・子育て支援事業計画における見込み量と確保方策

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定により、市町村は基本指針に即して、以下に掲げる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量と提供体制の確保方策について、計画に記載することが求められています。

●幼児期の教育・保育事業●

教育・保育の必要量の認定

● 1号認定・2号認定・3号認定（特定・教育保育施設等の定員の確保）

区分	年齢	
1号認定	3歳～5歳	学校教育のみ（幼稚園・認定こども園）
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い（幼稚園・認定こども園）
3号認定	1歳～2歳 0歳	保育の必要性あり （保育園・認定こども園・小規模保育事業など）

●地域子ども・子育て支援事業●

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①時間外保育事業 ②子育て短期支援事業 ③放課後児童健全育成事業 ④地域子育て支援拠点事業 ⑤一時預かり事業 ⑥病児・病後児保育事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 | <ul style="list-style-type: none"> ⑧妊婦健診事業 ⑨乳児家庭全戸訪問事業 ⑩養育支援訪問事業 ⑪利用者支援事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
|---|---|

(2) 教育・保育施設の量の見込み（需要量及び確保の方策）

①子どもの人口の見通し

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定めるため、本町における子どもの将来人口を推計しました。0～5歳、6～11歳、どちらの年齢層においても減少していくことが見込まれています。

推計児童数 (人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳	269	254	252	241	228
6～11歳	344	336	310	293	290
合計	613	590	562	534	518
令和元年度比	95.2%	91.6%	87.3%	82.9%	80.4%

②教育・保育の量の見込みと確保方策

町に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育所等の利用状況」に、利用希望を踏まえて、計画期間における学校教育・保育の見込みと確保方策を以下の区分で設定します。

■ 1号認定（3～5歳、教育希望）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	37	35	36	34	32
②確保方策	105	105	105	105	105
③過不足（②－①）	68	70	69	71	73

■ 2号認定（3～5歳、保育必要）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	学校教育希望	左記以外								
①量の見込み	29	75	28	72	28	73	27	69	25	64
②確保方策	105	154	105	154	105	154	105	154	105	154
③過不足（②－①）	76	79	77	82	77	81	78	85	80	90

■ 3号認定（0歳、保育必要）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	25	25	24	23	23
②確保方策	24	24	24	24	24
③過不足（②－①）	▲1	▲1	0	1	1

■ 3号認定（1～2歳、保育必要）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	68	62	60	58	56
②確保方策	62	62	62	62	62
③過不足（②－①）	▲6	0	2	4	6

<確保方策の内容>

ほぼすべてのニーズ（量の見込み）に対応できていますが、令和2～3年にかけて、3号認定の0歳児と1～2歳児のみ確保方策を上回る可能性があります。実際のニーズに応じられるよう、提供体制の確保に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

事業名	見込みと確保方策	令和2年度	令和6年度
①時間外保育事業(延長保育事業) 保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。	見込み(人)	9	8
	確保方策(人)	9	8
②子育て短期支援事業(ショートステイ) 保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急に一時保護する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。	見込み(人日/年)	0	0
	確保方策(人日/年)	10	10
③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	見込み1~3年(人)	69	53
	見込み4~6年(人)	28	25
	見込み合計(人)	97	78
	確保方策(人)	97	78
④地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業で、地域子育て支援センターでの各種事業等が該当します。	見込み(人日/年)	154	128
	確保方策	地域子育て支援センターで実施していきます。	
⑤-1 一時預かり事業(幼稚園在園児対象の預かり保育)1号認定 幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。	見込み(人日/年)	83	71
	確保方策(人日/年)	83	71
⑤-2 一時預かり事業(幼稚園在園児対象の預かり保育)2号認定 幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。	見込み(人日/年)	7,520	6,453
	確保方策(人日/年)	7,520	6,453
⑤-3 一時預かり事業 上記以外で、不定期に利用する場合の事業です。	見込み(人日/年)	1,192	1,010
	確保方策(人日/年)	1,192	1,010
⑥病児・病後児保育事業 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。近隣市町の医療機関等を受け入れ施設として実施することにより、量の見込みを確保します。	見込み(人日/年)	233	198
	確保方策(人日/年)	233	198
⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。今後、住民ニーズの動向に対応して事業の実施を検討します。	見込み(人日/年)	0	0
	確保方策(人日/年)	0	0
⑧妊婦健診事業 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	見込み(人/年)	38	34
	確保方策(人/年)	県内医療機関に検査を委託し実施していきます。	
⑨乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	見込み(人/年)	38	34
	確保方策(人/年)	保健師または助産師が家庭を訪問し、事業を実施していきます。	
⑩養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	見込み(人/年)	30	25
	確保方策(人/年)	保健師、助産師及び看護師が訪問し、事業を実施していきます。	
⑪利用者支援事業 子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と支援の提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行う事業です。	見込み(か所)	1	1
	確保方策(か所)	子育て包括支援センターで実施していきます。	
⑫実費徴収に係る補足給付 特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。	確保方策	この事業は未実施ですが、今後の必要に応じて実施を検討します。	
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。	確保方策	この事業は未実施ですが、今後の必要に応じて実施を検討します。	